

相談先一覧

直接請求のことなら（請求状況の確認はこちら）

●東京電力ホールディングス株式会社

- ◆電話による相談（コールセンター）【平日：9時～19時，土日祝日：9時～17時】
☎0120-926-404（全般）／☎0120-926-596（財物賠償）
- ◆面談による相談
市内の相談場所（市外にもあります）

	小高区	原町区	鹿島区
場 所	小高区役所 (小高区本町2-78)	ジャスマール (原町区大木戸字金場77)	万葉ふれあいセンター (鹿島区寺内字迎田22)
時 間	10時～16時	10時～16時	10時～16時
開業日	平日	平日・土曜	平日・土曜

弁護士に相談したいなら

●原子力損害賠償・廃炉等支援機構

- 弁護士による無料個別相談会
事前予約制／1回当たり約1時間／相談日：機構指定の相談日（土日の開催日も有）
相談場所：原町生涯学習センターほか市内外各所
- ◆予約受付専用ダイヤル ☎0120-330-540（9時半～17時 土日祝日も受付可）

●福島県弁護士会 原子力発電所被害者救済支援センター

- 弁護士による個別相談
事前予約制／相談は3回まで無料／相談日：随時
相談場所：南相馬出張所（南相馬市原町区橋本町3-34-9）ほか県内各所
- ◆予約受付ダイヤル ☎024-533-7770（平日10時～15時）

ADRのことを知りたいなら

●原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）

- ◆コールセンター ☎0120-377-155（平日 受付時間：10時～17時）
- ◆相双支所 南相馬市原町区本町2-1 南相馬市役所北庁舎2階
（平日 受付時間：9時～17時）

制作・問い合わせ先

南相馬市役所復興企画部 被災者支援・定住推進課 原子力損害対策室

福島県南相馬市原町区本町2丁目27番地 南相馬市役所西庁舎1階
☎0244-24-5337

- 市でも賠償の相談をお受けします。（面談または電話）
平日 8:30～17:15

5分で確認 原子力損害賠償

市内全域が対象の項目		解説場所
1	1人月額10万円の慰謝料	A-1
2	1人月10万円の慰謝料の要介護者等に対する増額分	A-2
3	避難時の交通費、引越費用、家賃、物品購入、一時立入費用等	A-3
4	避難等により仕事を辞めたり、転職したりしたことによる給与の減収分の賠償	A-4
5	避難等により発症した病気や持病の悪化等による入通院費用・入通院慰謝料	A-5
6	立木（山林に生えている木）の賠償	A-6
7	商工業・農業の減収分の賠償	A-7
8	一時金が支払われる賠償	A-8
旧避難指示区域（20km圏内）が対象の項目		解説場所
9	宅地・建物・借地権の賠償	B-1
10	田畑の土地の賠償	B-2
11	山林・その他の土地の賠償	B-3
12	従前の自宅の建替えや新たな自宅の建築費用、土地の購入費用等が9の賠償金を超えた分の賠償等	B-4
13	家具・家電・衣類等家財全般の定額賠償	B-5
14	仏壇の賠償	B-6
15	購入価格30万円以上の家財の個別賠償	B-7
16	墓石の修理または移転費用の賠償	B-8
17	償却資産・棚卸資産の賠償	B-9
市内の旧緊急時避難準備区域（20km～30km）・30km圏外が対象の項目		解説場所
18	自宅の補修・清掃費用の賠償（定額賠償の場合30万円）	C-1
19	自分で費用を負担して除染作業を業者に委託した費用の賠償	C-2

解説はこの冊子の中にあります